

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会運営要綱

制定 平成25年4月1日市長決裁

改正 平成26年4月1日市長決裁

改正 平成28年4月1日市長決裁

改正 平成29年3月28日まちづくり推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条及び熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱（平成25年4月1日制定）第6条の規定に基づき、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 校区自治協議会及びその構成団体並びに町内自治会等から提出された企画提案書の優先順位の決定及び採択に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項に規定する委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、5名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 東区役所区民部長
- (2) 東区役所総務企画課長
- (3) まちづくり関係有識者

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審査会を総理するものとする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時はその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 審査会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(会議録)

第8条 会議録には、次の事項を記載する。

- (1) 会議名称
- (2) 会議概要
- (3) 議題及びその内容
- (4) 審議過程
- (5) 決議事項

2 会議録には、委員長が委員の中から指名した者2人が署名する。

(事務局)

第9条 審査会の庶務は、東区役所総務企画課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。